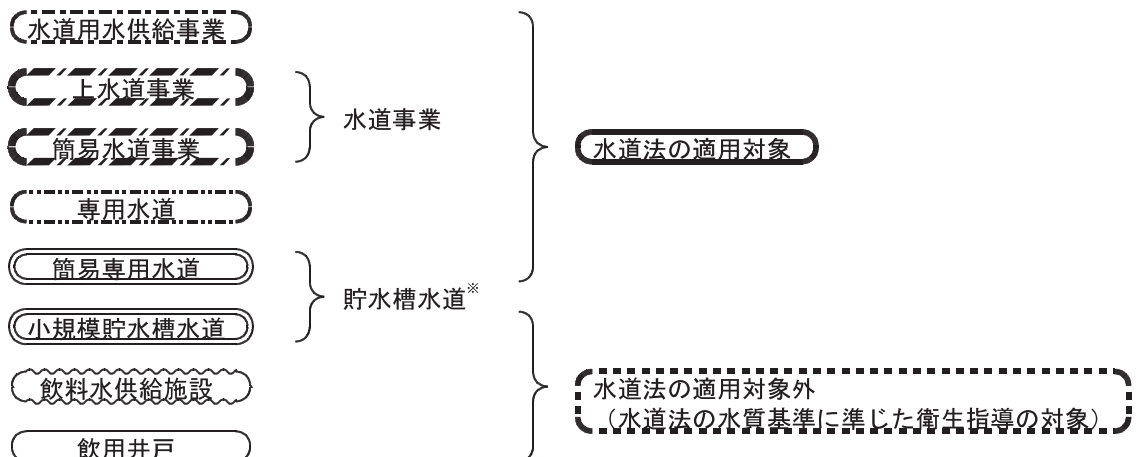
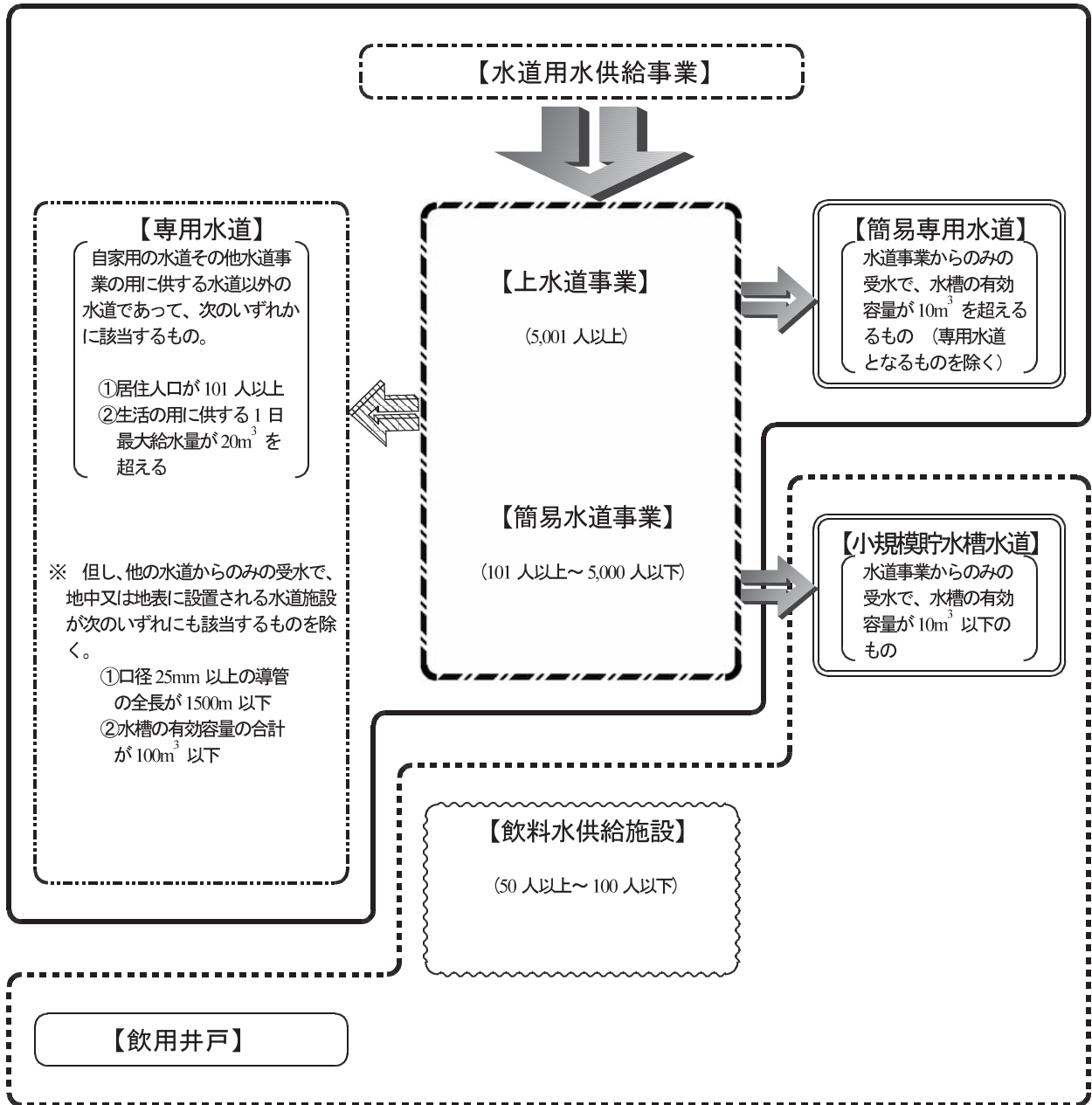


## 5 参考（用語解説）

## 用語解説

1 上水道	計画給水人口5,001人以上の水道。
2 簡易水道	計画給水人口101人以上5,000人以下の水道。
3 専用水道	寄宿舍、社宅等における自家用水道で居住人口101人以上、又は生活の用に供する1日最大給水量が20m <sup>3</sup> を越える水道。
4 簡易専用水道	水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道からのみ給水を受けるもので、受水槽の容量が10m <sup>3</sup> を超えるもの。
5 飲料水供給施設	給水人口が100人以下の給水施設。
6 水道事業	一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業で、上水道事業や簡易水道事業がこれにあたる。
7 水道用水供給事業	水道事業者によるその用水を供給する事業。
8 水道施設	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設であって、水道事業者の管理に属するもの。
9 給水装置	需要者に水を給水するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具。
10 普及率(%)	$= (\text{現在給水人口} / \text{行政区域内人口}) \times 100$
11 無効水量	配水管本管の漏水量、メーターより上流の給水管の漏水量など有効に使われなかった水量。
12 有効水量	$= \text{有収水量} + \text{無収水量}$
13 有収水量	料金収入の対象となった水量。
14 無収水量	管洗浄用水、公衆飲料用、消火用など、有効に使われているものの料金収入の対象とならない水量。
15 有収率(%)	$= (\text{年間有収水量} / \text{年間給水量}) \times 100$
16 有効率(%)	$= (\text{年間有効水量} / \text{年間給水量}) \times 100$
17 負荷率(%)	$= (1 \text{日平均給水量} / 1 \text{日最大給水量}) \times 100$

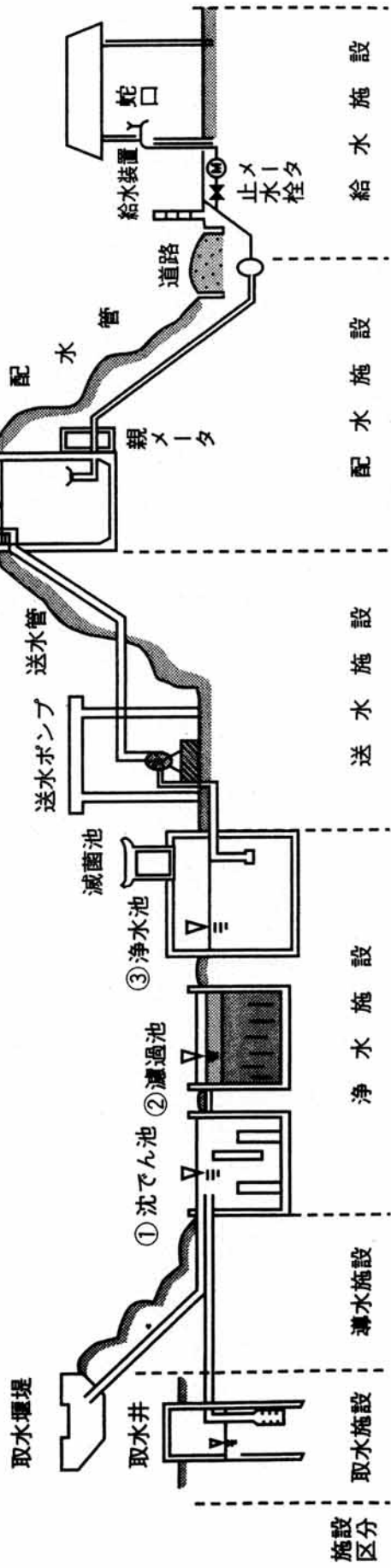
# 水道の概念図



※貯水槽水道は、水道事業の供給規程に基づく衛生管理の対象

水道施設の概要 (水道の水ができるまで)

- ① 水の中の細かいゴミや砂を取り除く
- ② さらに小さな不純物などを砂の屑を通して取り除く
- ③ きれいになった水を一時貯える
- ④ 一日のうち多く水を使うときのため、水を貯えておく



発行者：熊本県  
所 属：環境保全課  
発行年度：平成26年度